

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	使用料及手数料	1
	01 手数料	1
02	財産収入	2,000
	01 財産運用収入	1,000
	02 財産売却収入	1,000
03	諸収入	4,312
	01 都預金利子	1,000
	02 受託事業収入	2,000
	03 雑入	1,312
04	繰越金	7,283,912
	01 繰越金	7,283,912
歳 入 合 計		7,290,225

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	工業用水道事業清算費	6,371,000
	01 工業用水道事業清算費	6,371,000
歳 出 合 計		6,371,000

歳入歳出差引残額 919,225千円

令和6年度東京都中央卸売市場会計予算

(総則)

第1条 令和6年度東京都中央卸売市場会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間取扱数量及び金額

水産物	460,000 t	5,509億円
青果物	1,769,000 t	7,532億円
畜産物	78,000 t	1,148億円
花き	1,134,000千本	865億円

2 使用料徴収対象面積

卸売業者売場	153,541㎡
仲卸業者売場	39,852㎡
事務所	116,018㎡
その他	387,537㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 市場事業収益	23,484,000千円
第1項 営業収益	18,412,521千円
第2項 営業外収益	5,071,479千円
収入合計	23,484,000千円

支出

第1款 市場事業費	45,345,000千円
-----------	--------------

第1項 営業費用	33,948,501千円
第2項 営業外費用	4,202,864千円
第3項 特別損失	7,192,635千円
第4項 予備費	1,000千円
支出合計	45,345,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的支出額は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

支出

第1款 市場資本的支出	41,312,000千円
第1項 建設改良費	5,283,457千円
第2項 企業債償還金	36,010,000千円
第3項 投資	9,000千円
第4項 国庫補助金返納金	9,543千円
支出合計	41,312,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市場管理運営事業	令和7年度～令和9年度	4,888,000千円
市場施設の撤去	令和7年度	64,000千円
中央卸売市場経営強靱化推進事業	令和7年度	86,000千円
先端技術の活用による市場物流イノベーション推進事業	令和7年度	385,000千円
旧築地市場解体工事	令和7年度～令和8年度	1,451,000千円
市場建設改良事業	令和7年度～令和8年度	4,022,000千円
合 計		10,896,000千円

(他会計からの補助金)

第6条 事業運営資金として、一般会計から補助を受ける金額は3,117,000千円である。

令和6年度東京都都市再開発事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度東京都都市再開発事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

主要な建設改良事業

施設建築物工事	1,202,962千円
公共施設工事	18,075千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 都市再開発事業収益	81,263千円
第1項 営業外収益	81,263千円
収入合計	81,263千円

支出

第1款 都市再開発事業費用	10,000千円
第1項 営業費用	6,689千円
第2項 営業外費用	3,311千円
支出合計	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12,252千円は、繰越工事資金で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	4,357,748千円
-----------	-------------

第1項	一般会計負担金	1,880千円
第2項	公営企業会計負担金	2,363,000千円
第3項	国庫補助金	1,044,684千円
第4項	都市再開発事業収入	615,904千円
第5項	雑収入	332,280千円
	収入合計	4,357,748千円
支出		
第1款	資本的支出	4,370,000千円
第1項	都市再開発事業費	4,364,597千円
第2項	国庫補助金返還金	5,403千円
	支出合計	4,370,000千円

令和6年度東京都臨海地域開発事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度東京都臨海地域開発事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	埋立地の処分	処分面積	124,296㎡
2	埋立地の賃貸	貸付面積	1,636,583㎡
3	主要な建設改良事業		
	埋立地造成事業		6,701,000千円
	環境整備事業		1,000千円
	道路橋梁整備事業		1,000千円
	埋立改良事業		3,804,000千円
	臨海副都心建設事業		7,184,000千円
	臨海副都心改良事業		1,947,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款	開発事業収益	32,199,000千円
第1項	営業収益	29,363,909千円
第2項	営業外収益	2,835,081千円
第3項	特別利益	10千円
	収入合計	32,199,000千円

支出

第1款	開発事業費用	38,198,000千円
-----	--------	--------------

第1項 営業費用	15,888,000千円
第2項 営業外費用	1,677,822千円
第3項 特別損失	20,632,178千円
支出合計	38,198,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額119,240,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	192,000千円
第1項 雑収入	192,000千円
収入合計	192,000千円

支出

第1款 資本的支出	119,432,000千円
第1項 埋立事業費	21,946,195千円
第2項 企業債費	97,485,805千円
支出合計	119,432,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
一般管理事業	令和7年度	223,000千円
埋立地造成事業	令和7年度	1,767,000千円
埋立改良事業	令和7年度～令和8年度	6,597,000千円
埋立諸事業	令和7年度	57,000千円
臨海副都心建設事業	令和7年度	3,712,000千円
臨海副都心改良事業	令和7年度	1,328,000千円

臨海副都心諸事業	令和7年度	407,000千円
合 計		14,091,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は10,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 福祉インフラ整備事業負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は19,330千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は25,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

処分する資産

種 類	名 称	数 量	処分の態様
土 地	大田区京浜島三丁目	23,523㎡	売 払 い

令和6年度東京都港湾事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度東京都港湾事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 港湾施設管理運営事業	
荷役機械	3基
上屋	33棟
貯木場	904,747㎡
2 主要な建設改良事業	
港湾施設整備事業	2,621,253千円
港湾施設改良事業	555,747千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 港湾事業収益	4,898,000千円
第1項 営業収益	4,338,590千円
第2項 営業外収益	559,400千円
第3項 特別利益	10千円
収入合計	4,898,000千円

支出

第1款 港湾事業費用	6,584,000千円
第1項 営業費用	6,461,000千円
第2項 営業外費用	122,990千円

第3項 特別損失	10千円
支出合計	6,584,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,392,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	721,000千円
第1項 企業債	720,000千円
第2項 雑収入	1,000千円
収入合計	721,000千円

支出

第1款 資本的支出	4,113,000千円
第1項 建設改良費	3,177,000千円
第2項 投資	936,000千円
支出合計	4,113,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
管理運営事業	令和7年度～令和8年度	2,214,000千円
港湾施設整備事業	令和7年度	3,246,000千円
港湾施設改良事業	令和7年度	265,000千円
合計		5,725,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

東京港埠頭株式会社貸付金

720,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は1,300,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 児童手当負担金として、一般会計から補助を受ける金額は790千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は3,000千円と定める。

令和6年度東京都交通事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度東京都交通事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事業別	期首在籍車両数	年間走行距離	年間輸送人員	一日平均輸送人員
自動車運送事業	1,440両	42,525千km	222,815千人	610,452人
乗合	1,435両	42,290千km	222,529千人	609,668人
貸切	5両	235千km	286千人	784人
軌道事業	33両	1,461千km	17,733千人	48,584人
新交通事業	100両	8,128千km	32,399千人	88,764人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 自動車運送事業収益	46,076,000千円
第1項 営業収益	44,162,000千円
第2項 営業外収益	1,914,000千円
第2款 軌道事業収益	8,372,000千円
第1項 営業収益	3,280,000千円
第2項 営業外収益	5,092,000千円
第3款 新交通事業収益	8,318,000千円
第1項 営業収益	6,599,000千円
第2項 営業外収益	1,719,000千円
収入合計	62,766,000千円

支出

第1款	自動車運送事業費	48,041,000千円
第1項	営業費用	45,742,000千円
第2項	営業外費用	2,279,000千円
第3項	特別損失	20,000千円
第2款	軌道事業費	8,478,000千円
第1項	営業費用	3,384,000千円
第2項	営業外費用	5,094,000千円
第3款	新交通事業費	9,225,000千円
第1項	営業費用	7,328,000千円
第2項	営業外費用	1,897,000千円
	支出合計	65,744,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,640,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款	自動車運送事業資本的収入	4,686,000千円
第1項	企業債	4,569,000千円
第2項	一般会計補助金	12,954千円
第3項	財産収入	45,600千円
第4項	雑収入	58,446千円
第2款	軌道事業資本的収入	565,000千円
第1項	企業債	565,000千円
第3款	新交通事業資本的収入	3,301,000千円
第1項	企業債	2,641,000千円

第2項	一般会計出資金	660,000千円
	収入合計	8,552,000千円

支出

第1款	自動車運送事業資本的支出	8,186,000千円
第1項	建設改良費	4,686,000千円
第2項	企業債償還金	3,500,000千円
第2款	軌道事業資本的支出	565,000千円
第1項	建設改良費	565,000千円
第3款	新交通事業資本的支出	3,441,000千円
第1項	建設改良費	3,301,000千円
第2項	企業債償還金	140,000千円
	支出合計	12,192,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自動車改良事業	令和7年度～令和8年度	3,302,000千円
軌道改良事業	令和7年度～令和8年度	534,000千円
軌道補修事業	令和7年度	115,000千円
軌道受託工事	令和7年度～令和9年度	6,960,000千円
新交通改良事業	令和7年度	1,461,000千円
新交通補修事業	令和7年度	1,211,000千円
合 計		13,583,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的及び限度額